



令和6年度

【第2弾】南魚沼市省エネエアコン普及促進補助金

申請の手引き

令和6年5月31日公表

目次

補助事業の趣旨.....	1
補助事業の概要.....	1
補助金交付までの手続きの流れ.....	3
省エネエアコン購入から交付決定までの手続き	4
交付決定後の手続き	6

補助事業の趣旨

市では、2050年カーボンニュートラルに向け、ご家庭から排出されるCO₂の削減や地球温暖化問題に対して興味を持っていただくことを目的として、省エネエアコンへの買い換えに対する補助事業を実施します。

補助事業の概要

1. 補助の対象となる人・・・次のすべての条件にあてはまる人

- ・南魚沼市に住民登録をしている
- ・交付申請日時時点で居住している住宅において、既設のエアコンを省エネエアコンへ買い換えた
- ・申請者及び同一世帯の方に市税の滞納がない

2. 補助の対象となる経費

- ・省エネエアコンの製品本体購入費（既設のエアコンを省エネエアコンへ買い換えた場合に限る）
- ・1世帯につき1台限り
- ・令和6年6月1日（土）～令和6年6月21日（金）の期間内に、市内店舗で購入したものの

3. 補助対象となる機器・・・次のすべての条件にあてはまるエアコン

- ・目標年度2027年度において、省エネ基準達成率が100%以上
- ・住宅に固定して設置
- ・未使用品

※省エネ基準達成率は、各種製品のカタログや下記のウェブサイトから確認することができます。

- ・省エネ型製品情報サイト：<https://seihinjyoho.go.jp/>

赤枠部分を必ずご確認ください

- ・省エネ性マークが緑色
- ・目標年度が2027年度
- ・省エネ基準達成率が100%以上



4. 補助金の額

・下記の補助対象区分（購入先店舗）に応じて算出した額又は補助対象経費の5分の1の額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額

市内に本社が有る市内店舗：5万円

市内に本社が無い市内店舗：3万円

5. 申請受付期間

令和6年6月1日（土）～令和6年6月21日（金）

※先着順ではございません。申請額が予算額（100万円）に達した場合は、交付対象者の決定は抽選で行います。

6. 申請窓口

・南魚沼市役所 環境交通課（本庁舎2階）

受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15

※郵送の場合は消印有効

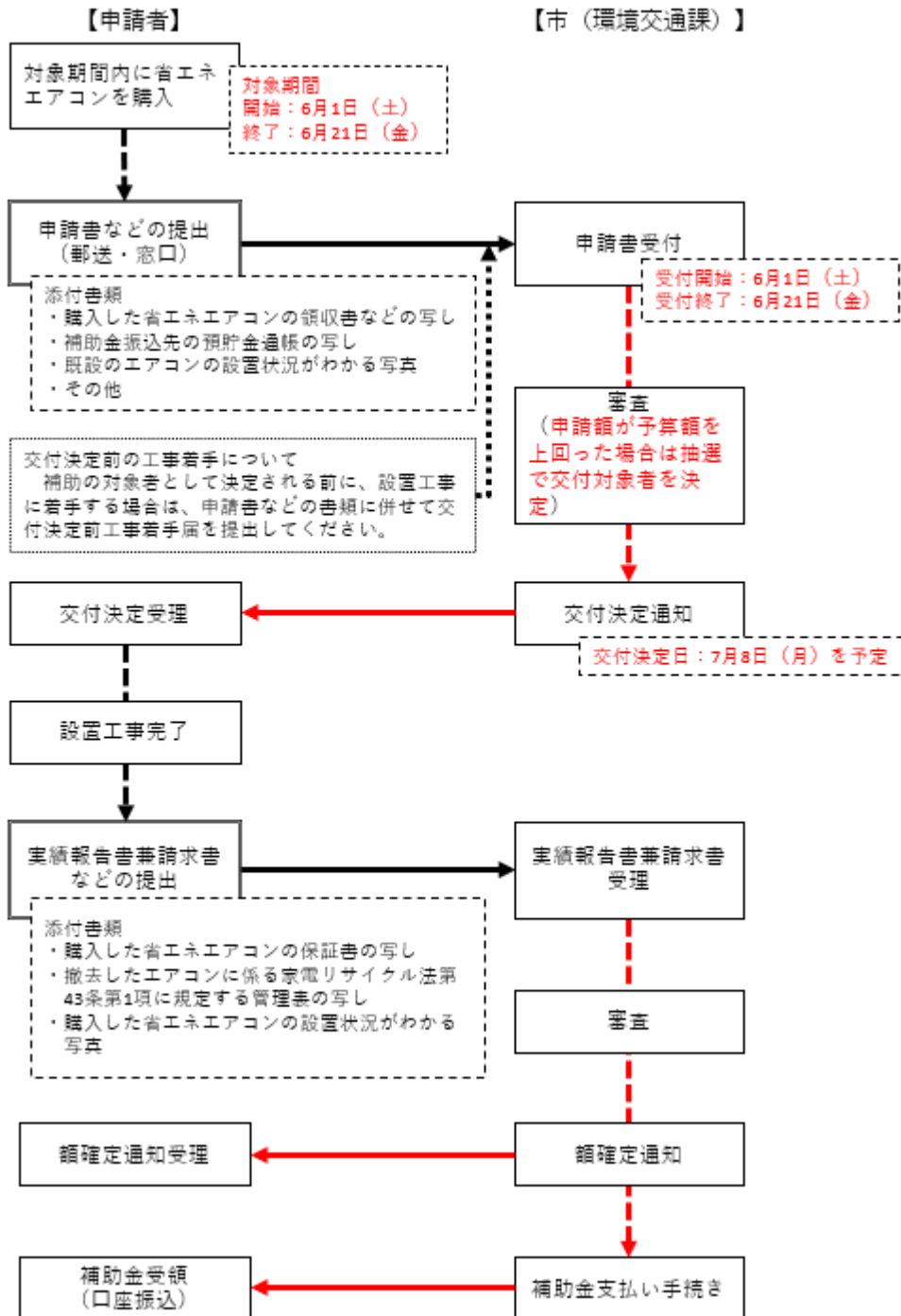
7. 問合せ先

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市役所 市民生活部 環境交通課 環境交通班 <<025-773-6666>>

補助金交付までの手続きの流れ

【手続きの流れについて】



省エネエアコン購入から交付決定までの手続き

1. 対象期間内（令和6年6月1日（土）～令和6年6月21日（金））に省エネエアコンを購入します
2. 申請に必要な書類を準備します

①	申請書（様式第1号）
②	領収書等の写し（購入金額、購入日、購入店舗名、機種名（型番）が記載されているものに限る） ※設置工事費など、製品代金以外が含まれている場合は、その内訳が分かるものをご用意ください。
③	補助金振込先の預貯金通帳の写し（口座番号、口座名義人（カタカナ）のわかる面の写し） ※申請者と同一名義の口座に限ります。
④	既設のエアコンの設置状況が分かる写真 ・室内側から撮影したエアコンの設置状況が分かる写真をご用意ください。
⑤	交付決定前工事着手届（様式第3号） ※交付決定を受ける前に設置工事を行う場合のみご提出ください。 交付決定予定日：7月8日（月）
⑥	その他必要書類 ・賃貸住宅に設置してあるエアコンを買い換える場合は、所有者又は管理者の同意を得たことを確認できる書類を添付してください。 （例）同意書など

3. 申請書などを提出してください

受付期間 令和6年6月1日（土）～令和6年6月21日（金）の間に、下記に持参、もしくは郵送でご提出ください。

※先着順ではないため、受付期間中は、すべての申請を受け付けます。

申請窓口：南魚沼市役所 環境交通課（本庁舎2階）

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

4. 申請受付期間終了後、申請額が予算額（100万円）を上回っていれば、抽選で交付対象者を決定し、通知を送ります

・申請者全員に、交付・不交付の決定通知書を送付します。

・申請額が予算額を下回っていれば、申請者のうち補助対象要件を満たしている者が交付対象者となります。

・7月8日（月）に交付決定を行う予定です。

※予算額については、5月に実施した事業の交付決定状況により、変わる可能性があります。

交付決定後の手続き

1. エアコンの設置工事が完了した後に、実績報告と請求に必要な書類を準備します

①	実績報告書兼請求書（様式第7号）
②	購入した省エネエアコンの保証書の写し ※製造メーカーが発行した保証書の写しに限ります。
③	撤去したエアコンに係る家電リサイクル券の写し（家電リサイクル法第43条第1項に規定する管理表の写し） ・家電リサイクル券は、小売業者に家電の引き渡しを行った場合に小売業者から発行されます。
④	買い換えた省エネエアコンの設置状況がわかる写真 ・室内側から撮影した省エネエアコンの設置状況が分かる写真をご用意ください。

2. 実績報告書兼請求書などを提出してください

提出期限：設置工事の完了後1か月以内

※交付決定前工事着手届を提出し、交付決定前に設置工事を行った場合は、交付決定日から1か月以内に提出してください。

提出窓口：南魚沼市役所 環境交通課（本庁舎2階）

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1

3. 補助金をお支払いします

- ・実績報告書兼請求書にご記入された口座にお振込みします。
- ・実績報告書兼請求書を受理した後、確定通知書により支払い予定日を通知します（概ね受理から1か月後）